

# 長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程による制度（以下「本制度」という。）は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の定款第2条第17号の規定に基づき、会員である施設等の役職員が退職又は死亡した場合に、その者又はその者の遺族に年金又は一時金を支給し、もってそれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (定 義)

第2条 本制度において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1)「年金契約」とは、次に掲げる事項を約する契約をいう。

ア 施設等は、本制度の定めるところにより年金その他の給付を支給するため、必要な資金を協議会に預託する。

イ 協議会は、本制度の定めるところにより施設等の権限の委任を受け、預託された資金から施設等に代わって、年金その他の給付の決定及び支給の事務を行う。

(2)「掛金」とは、協議会に対する施設等の預託金をいう。

(3)「加入施設等」とは、年金契約の当事者である施設等をいう。

(4)「加入者」とは、年金契約により年金その他の給付について、当該給付対象となる者をいう。

(5)「年金資産」とは、掛金、運用収益及び繰入金をいう。

### (年金契約の締結)

第3条 協議会は、本制度への加入を希望する施設等との間に年金契約を締結する。

### (年金契約の申込み)

第4条 年金契約の申込みは、施設等が別に定める申込書を協議会に提出して行うものとする。

### (年金契約の成立)

第5条 年金契約は、協議会が前条の申込書を受領し、当該施設等がその月の掛金を協議会に納付したときは、その申込みのあった日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずるものとする。

### (年金契約の解除)

第6条 協議会又は加入施設等は、年金契約を解除することはできない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 加入施設等が、協議会の会員の資格を喪失したとき。

(2) 加入施設等が、3分の2以上の加入者の同意を得て、年金契約の解除を申し出たとき。

(3) 加入施設等が、掛金の納付を3箇月以上滞納したとき。

### (差別扱いの禁止)

第7条 本制度においては、特定の者につき不当に差別的な取扱いをしない。

## 第2章 加 入 者

### (適用の範囲)

第8条 加入施設等は、雇用する次の各号に掲げる者を除くすべての役職員を本制度の加入対象とする。

- (1) 日々雇い入れられる者
- (2) 臨時に期間を定めて雇い入れられる者
- (3) 国、地方公共団体を退職した者で、共済組合から長期給付を受けている者及び受ける権利（共済組合の組合員期間25年以上）を有する者
- (4) 国、地方公共団体から出向している者

2 加入にあたっては、加入対象者の同意を得て加入させるものとする。

(資格取得の時期)

第9条 加入者は、次の各号の一に該当するに至った日に加入者の資格を取得し、本制度に加入する。

- (1) その勤務する施設等が、加入施設等となったとき。
- (2) 加入施設等の役職員となったとき。

(資格喪失の時期)

第10条 加入者は、次の各号の一に該当するに至った日の翌日に加入者の資格を喪失し、本制度を脱退する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 加入施設等を退職したとき。
- (3) その勤務する施設等が、第6条の定めるところにより年金契約を解除したとき。

(加入者期間)

第11条 加入者期間を計算する場合は、月によるものとし加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。ただし、休職を命ぜられた者（休職期間中第37条に定める通常掛金及び第38条に定める特別掛金を納付した者を除く。）については、休職を命ぜられた日の翌日の属する月から復職した日の属する月の前月までの休職期間を加入者期間に算入しない。

(加入者期間の特例)

第12条 昭和51年1月1日において加入者の資格を取得した者のうち、昭和45年4月1日施行の長野県民間社会福祉事業従事者退職手当共済制度（以下「旧制度」という。）の加入者であった者については、旧制度の加入者となった月から昭和50年12月までの期間（以下「過去勤務期間」という。）を前条に定める加入者期間に加えるものとする。

### 第3章 標準給与

(掛金算定の基準となる標準給与の決定及び改定時期)

第13条 本制度において掛金額算定の基準となる給与は、加入施設等の給与規程による毎年4月1日現在の俸給月額により決定（500円未満の端数は切り捨て、500円以上、1,000円未満の端数は1,000円に切り上げる。）し、これを標準給与とする。ただし、俸給月額が360,000円を超えるときは、360,000円とする。

2 前項の標準給与は、その年の10月から翌年9月までの各月の標準給与とする。

3 新たに加入者の資格を取得した者に係る標準給与は、加入者の資格を取得した日現在の俸給月額により、第1項の規定を準用し決定する。

(給付額算定の基準となる平均標準給与)

第14条 本制度において、給付額算定の基準となる平均標準給与とは、加入者の資格を喪失した月の前月以前の加入者期間1年間における標準給与の総額を12で除して得た金額をいう。ただし、この額が前1年間の平均標準給与額にくらべ加入施設等の給料表で1号俸以上上廻っている場合は、直近上位の次の号俸をもって限度とする。なお、前1年間の平均標準

給与額が給料表の最低等級号俸以下の場合、最低号俸とその直近上位の号俸との差額を加えた額を限度とする。

## 第4章 給 付

### 第1節 通 則

(給付の種類)

第15条 本制度における給付の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
- (2) 退職一時金
- (3) 遺族一時金
- (4) 年金に代えて支給する一時金
- (5) 年金契約の解除による返還金

(裁 定)

第16条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、協議会が裁定する。

(端数処理)

第17条 給付を受ける権利を裁定する場合において、給付額の計算過程に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げ、給付額の計算結果に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(年金の支給期間)

第18条 年金は、その受給権が発生した月の翌月から開始し、支給期間は17年の確定とする。

(年金の支給時期)

第19条 年金は、毎年4月、7月、10月及び1月の各20日までにそれぞれ前月分までの分を支給する。

(一時金の支給時期)

第20条 一時金は、その受給権が発生した日から原則として3箇月以内に支給する。

(年金の失権)

第21条 年金の受給権は、次の各号の一に該当したとき消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき。
- (2) 第6条の規定により年金契約を解除したとき。

(支払が未済の給付の特例)

第22条 年金の受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支給を受けなかったものがあるときは、これを第30条に定める遺族に支給する。

### 第2節 退職年金

(支給要件)

第23条 加入者が、加入者期間20年以上で退職したときは、その者に対し退職年金を支給する。

(退職年金の額)

第24条 退職年金の額は、加入者期間に応じ次に定めるところにより計算される金額とする。

平均標準給与×別表(1)に定める率

(支給停止)

第25条 退職年金は、受給権者が55歳未満である間はその支給を停止する。

### 第3節 退職一時金

(支給要件)

第26条 加入者が、加入者期間20年未満で退職したときは、退職一時金を支給する。

(退職一時金の額)

第27条 退職一時金の額は、加入者期間に応じ次に定めるところにより計算される金額とする。ただし、退職一時金の額の計算結果が、加入者が負担した掛金累計額を下回ったときは、加入者が負担した掛金累計額とする。また、加入期間が1年未満の者は、加入者が負担した掛金累計額とする。

平均標準給与×別表(2)に定める率

### 第4節 遺族一時金

(支給要件)

第28条 遺族一時金は、次の各号の一に該当する場合にその者の遺族に支給する。

- (1) 加入者が、加入者期間20年以上で死亡したとき。
- (2) 加入者が、加入者期間20年未満で死亡したとき。
- (3) 第25条の規定により、支給を停止されている退職年金の受給権者が、死亡したとき。
- (4) 退職年金の受給権者が、年金の支給が開始された後17年を経過する前に死亡したとき。

(遺族一時金の額)

第29条 遺族一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところにより計算される金額とする。また、加入期間が1年未満の者は、加入者が負担した掛金累計額とする。

- (1) 前条第1号に該当する場合  
平均標準給与×別表(1)に定める率×別表(3)に定める率
- (2) 前条第2号に該当する場合  
平均標準給与×別表(2)に定める率
- (3) 前条第3号に該当する場合  
待機中の退職年金額×別表(3)に定める率
- (4) 前条第4号に該当する場合  
受給中の退職年金額に、17年からすでに支給された退職年金の支給期間を差し引いた期間に応じ、別表(4)に定める率を乗じて得た金額

(遺族)

第30条 遺族一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 加入者又は加入者であった者の配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、加入者又は加入者であった者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等で前号に該当しない者

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第2号及

び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に規定する順序による。

- 3 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は全員のためその全額についてしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

#### 第5節 年金に代えて支給する一時金

(支給要件)

第31条 退職年金の受給権者が、退職時又は退職後3年以内に次の各号の一に該当する事実が生じたことにより一時金の支給を申出て、協議会がこれを認めたときは、年金に代えて一時金の支給を受けることができる。

- (1) 災害
- (2) 重疾病
- (3) 住宅の取得
- (4) 子女の教育、結婚
- (5) 債務の返済
- (6) その他前各号に準ずる事実

2 前項にかかわらず、前項第1号または第2号に該当する場合は、退職後3年を経過した後であっても一時金の支給を申し出て協議会が、これを認めたときは、年金に代えて一時金の支給を受けることができる。

(年金に代えて支給する一時金の額)

第32条 年金に代えて支給する一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算される金額とする。

- (1) 退職年金の受給権者が、裁定請求と同時に一時金の支給を申し出たとき、又は第25条の規定により支給を停止されている退職年金の受給権者が一時金の支給を申し出たとき。

退職年金の額に一時金の支給を申し出たときの年齢に応じ、別表(3)に定める率を乗じて得た額

- (2) 退職年金の受給権者が、退職年金の支給開始後17年未満で一時金の支給を申し出たとき。

退職年金の額に、17年からすでに支給された退職年金の支給期間を差し引いた期間に応じ、別表(4)に定める率を乗じて得た金額

#### 第6節 年金契約の解除による返還金

(支給要件)

第33条 第6条の規定により年金契約を解除をしたときは、加入者又は加入者であった者は、年金契約の解除による返還金(以下「契約解除返還金」という。)の支給を受けることができる。ただし、加入施設等が同条第2号による年金契約の解除を申し出た場合は、協議会がこれを認めたときに限る。

(契約解除返還金の額)

第34条 契約解除返還金の額は、次の各号に掲げるところにより計算される金額とする。ただし、第6条第1号に定める事由により年金契約を解除したときはこの限りでない。

- (1) 年金受給権者であった者については、第32条第2号の例により計算される額とする。

(2) 年金受給権の生じていない者については、解除の日までの加入期間における通常掛金の累計額に100分の70を乗じて得た金額とする。この場合において、返還額の計算結果に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(3) 年金受給権の生じていない者について、解除の日までの加入期間における通常掛金及び特別掛金の未納額があるときは、その金額及び延滞金の相当額を前号により計算される金額から差し引いた額とする。

2 前項ただし書に該当する場合及び同項各号によりがたい場合は、年金委員会の審議を経て定めた計算による額とする。

(契約解除返還金の遺族への支給要件)

第35条 年金契約の解除の申出があった後に、加入者又は加入者であった者が死亡したときは、その者の遺族は、契約解除返還金の支給を受けることができる。この場合においては、第33条のただし書を準用する。

2 加入者又は加入者であった者の遺族に支給する契約解除返還金の額の計算については、前条の規定を準用する。

## 第5章 費用の負担

(費用の負担)

第36条 この規定に定める給付の財源は、次により負担する。

(1) 掛金

(2) その他

(通常掛金)

第37条 協議会は、本制度の給付の費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、通常掛金を徴収する。

2 前項の掛金の額は、加入者の標準給与の月額に1,000分の52を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第11条ただし書に定める休職中の加入者に係る通常掛金については、その休職期間中通常掛金の徴収を中断することができる。

(特別掛金)

第38条 前条のほか、協議会は、本制度の安定的運用を確保するため給付の額の計算の基礎となる各月につき、特別掛金を徴収する。

2 前項の掛金の額は、加入者の標準給与の月額に1,000分の2を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第11条ただし書に定める休職中の加入者に係る特別掛金については、その休職期間中特別掛金の徴収を中断することができる。

(掛金の負担割合)

第39条 加入者及び施設等は、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ掛金を負担する。

区分	加入者	施設等
通常掛金	52分の26	52分の26
特別掛金	—	2分の2

(事務費)

第40条 協議会は、本制度の業務の執行に要する費用に充てるため、事務費を徴収することができる。

2 前項の事務費の額は、別に定める。

3 事務費に繰越金が生じた場合は、これを繰入金として年金資産に繰入れることができる。

(掛金の納付)

第41条 施設等は、掛金及び事務費（以下「掛金等」という。）の当月分を、翌月末日までに協議会に納付するものとする。

（掛金の源泉控除）

第42条 施設等は、加入者の負担すべき掛金を給与から控除することができる。

（掛金等の督促）

第43条 掛金等を滞納する施設等があるときは、協議会は掛金の納付を督促するものとする。

（延滞金）

第44条 前条の規定により督促したときの延滞金は、年10.95%の割合で納付期限の翌日から掛金等完納の日の前日までの日数によって計算された額とする。ただし、延納につきやむを得ない事情があると認められたときは、この限りでない。

2 前項により計算された延滞金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

## 第6章 年金資産の運用

（年金委員会）

第45条 協議会は、本制度の適正な運営を期するため年金委員会を設置する。

2 年金委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議会の諮問に応じて審議し、答申する。

（1）年金財政に関する事項

（2）受給権に関し、疑義を生じた場合の裁定に関する事項

（3）標準給与に関し、疑義を生じた場合の裁定に関する事項

（4）制度の改廃又は疑義の解釈

（5）給付の決定等に対する不服申立の審査に関する事項

（6）その他運営に必要と認められる事項

3 協議会は、年金委員会の審議の結果を尊重しなければならない。

4 年金委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（年金資産の管理及び運用）

第46条 協議会は、信託業務を行う金融機関と信託契約を締結し年金資産を信託し、又は金融機関へ預託する。

（年金資産の運用）

第47条 年金資産の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

（運用の基本方針）

第48条 協議会は、年金資産の運用に関してその基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

（分散投資義務）

第49条 協議会は、年金資産の運用に関して特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

（信託契約に基づく権利の譲渡等の禁止）

第50条 第46条により締結された信託契約に基づく権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（責任の範囲）

第51条 協議会が本制度に関して加入者等に負担する債務は、年金資産の限度内において履行の責任を負う。

（業務の委託）

第52条 協議会は、次に掲げる業務について信託契約を締結した金融機関に委託する。

(1) 年金財政に関する事務

(2) 給付金の支払いに関する事務

(年金の財政再計算)

第53条 協議会は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように3年ごとに掛金率及びその計算基礎の再検討を行うものとし、必要があると認めるときは、適正な修正を行うものとする。

(制度の改廃)

第54条 本制度は、経済情勢の変化又は社会保障制度の改正等に応じてその一部若しくは全部を改正、又は廃止することができる。

(年金資産の配分)

第55条 本制度を廃止したときは、年金受給者に対して制度廃止後支給すべき年金の現価格を限度とし、その割合に比例して年金資産を配分する。

2 前項の配分を行った後なお残余がある場合は、加入者に対し残余の年金資産を制度廃止日における要支給額（制度廃止日に、定年退職したものとみなして計算される一時金の額または年金の現価額）の割合に比例して配分する。

(給付制限)

第56条 遺族一時金は、加入者又は加入者であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加入者又は加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金を受けるべき者を故意に死亡させた者についても同様とする。

## 第7章 雑 則

(時 効)

第57条 本制度に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から5年間行わないときは、時効によって消滅する。

2 掛金等を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年間行わないときは、時効によって消滅する。

(審査請求)

第58条 加入者の資格もしくは給付に関する決定又は掛金の徴収に関し不服がある者は、文書又は口頭で、協議会に審査を請求することができる。

(届出義務)

第59条 給付を受ける権利を有する者は、次の各号に掲げるものを協議会に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名及び印鑑についての届

(2) 年金、一時金又は契約解除返還金の受領方法についての届

(3) その他協議会が必要と認める書類

2 前項により提出したものについて変更があったときは、速やかに協議会に届け出るものとする。

3 給付を受ける権利を有する者が死亡したときは、遺族は、死亡を証する書類を提出するものとする。

(給付の支払いの差し止め)

第60条 給付を受ける権利を有する者が正当な事由がなく前条による届け出をしないときは、給付の支払いを一時差し止めることがある。

(会 計)

第61条 本制度の会計は、協議会の他の一般会計と区分し公益事業区分とする。会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第62条 本制度に特別の規定があるものを除くほか、本制度の実施のための手続き、その他実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成2年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年5月28日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第40条第2項の次に1項を加える改正規定及び第46条の改正規定は、平成13年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行前までに退職した者、年金を受給している者及び年金支給を停止されている者については、なお従前の支給率による。また、これらの者にかかわる遺族一時金及び年金に代えて支給する一時金についても、なお、従前の支給率による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成22年12月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成30年6月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただしこの規程中、第13条の規定の適用について、「360,000円」とあるのは、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間においては、「330,000円」、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間においては「340,000円」、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間においては「350,000円」とする。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年6月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。  
(定年延長に伴う加入者の標準給与、掛金及び給付等に関する取扱い)
- 2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)の規定に基づく65歳までの雇用確保の義務化及び公務員の定年制度見直しを受け、加入施設等において定年延長が行われたことによる俸給月額が減額となった加入者の標準給与、掛金及び給付等に関する取扱いについては、令和6年4月1日から10年間に限り、別に定める要領によるものとする。

別表（１）第２４条関係 第２９条関係 附則関係

退職年金・遺族一時金（加入期間 20 年以上）の支給率

加入者期間	支給率	加入者期間	支給率
20年	1.341	33年	2.183
21年	1.388	34年	2.284
22年	1.442	35年	2.386
23年	1.489	36年	2.495
24年	1.536	37年	2.557
25年	1.591	38年	2.658
26年	1.645	39年	2.775
27年	1.692	40年	2.892
28年	1.746	41年	3.009
29年	1.793	42年	3.126
30年	1.887	43年	3.243
31年	1.980	44年	3.360
32年	2.082	45年	3.477

(注) 加入期間に1年未満の端数を生じた場合の支給率は、次によります。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率……… A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率……… B

$$\text{支給率} = (B - A) \times \text{端数月数} / 12 + A$$

支給率は、小数点以下第4位を切り上げ第3位とする。ただし、小数点以下第4位が「0」の場合は切り捨てるものとする。

この支給率の計算方法は、別表（２）にも適用する。

別表（２）第２７条関係 第２９条関係 附則関係

退職一時金・遺族一時金（加入期間 1年以上 20年未満）の支給率

加入者期間	支給率	加入者期間	支給率
1年	0.520	11年	4.446
2年	0.936	12年	4.784
3年	1.352	13年	5.122
4年	1.768	14年	5.590
5年	2.184	15年	6.058
6年	2.600	16年	6.448
7年	3.016	17年	6.968
8年	3.432	18年	7.488
9年	3.770	19年	8.008
10年	4.108	20年	8.529

別表（3）第29条関係 第32条関係 附則関係

遺族一時金・年金に代えて支給する一時金（退職年金の支給開始前）の支給率

死亡時年齢・申出時年齢	率	死亡時年齢・申出時年齢	率
35歳	7.37127	45歳	9.90637
36歳	7.59241	46歳	10.20356
37歳	7.82018	47歳	10.50967
38歳	8.05478	48歳	10.82496
39歳	8.29643	49歳	11.14970
40歳	8.54532	50歳	11.48420
41歳	8.80168	51歳	11.82872
42歳	9.06573	52歳	12.18358
43歳	9.33770	53歳	12.54909
44歳	9.61783	54歳	12.92556
		55歳以上	13.31333

(注) 年齢（期間）に1歳（年）未満の端数を生じた場合の率は、次によります。

1歳（年）未満の端数を切り捨てた年齢（期間）に応じた率………A

1歳（年）未満の端数を切り上げた年齢（期間）に応じた率………B

$$\text{率} = (\text{B} - \text{A}) \times \text{端数月数} / 12 + \text{A}$$

率は、小数点以下第6位を切り上げ第5位とする。ただし、小数点以下第6位が0の場合は切り捨てるものとする。）

この率の計算方法については、別表（4）にも適用する。

別表（4）第29条関係 第32条関係

遺族一時金・年金に代えて支給する一時金（退職年金の支給開始後）の支給率

残存保証期間	率	残存保証期間	率
1年	0.98173	10年	8.62558
2年	1.93486	11年	9.35608
3年	2.86024	12年	10.06530
4年	3.75866	13年	10.75386
5年	4.63091	14年	11.42237
6年	5.47776	15年	12.07141
7年	6.29994	16年	12.70154
8年	7.09818	17年	13.31333
9年	7.87316		